保発０５３１第２号

令和４年５月３１日

都道府県知事

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局長（　公　印　省　略　）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、令和４年６月１日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

１　はり、きゅう

（１）初検料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１，７８０円

②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１，８６０円

（２）施術料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　１，５５０円

②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　１，６１０円

注　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき３４円を加算する。

（３）往療料　２，３００円

注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，５５０円とする。

注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（４）施術報告書交付料　４８０円

２　あん摩・マッサージ

（１）マッサージを行った場合

１局所につき　３５０円

（２）温罨法を（１）と併施した場合

１回につき　１２５円加算

注　温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、１６０円とする。

（３）変形徒手矯正術を（１）と併施した場合

１肢につき　４５０円加算

注　変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。

（４）往療料　２，３００円

注１　往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は、２，５５０円とする。

注２　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（５）施術報告書交付料　４８０円